一　保安林の所在場所　岡山県新見市豊永赤馬（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月二十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　大分県佐伯市弥生大字門田字須平河内三七六の七七から三七六の八〇まで、三七六の一五七
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字須平河内三七六の七七から三七六の八〇まで・三七六の一五七（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月二十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　大分県中津市耶馬溪町大字中畑字奥野一二八九の一（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年一月二十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県都城市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(三)　解除の理由　指定理由の消滅
二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県都城市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健
(三)　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及び都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年一月二十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県朝倉市江川字クヌ木原二六七五の一・字高野河内向二六九八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十二年一月二十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

岩手県増沢地すべり防止区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱二十五号までを順次結んだ線及び標柱二十五号と標柱一号を結んだ線に囲まれた区域
岩手県奥州市衣川区
字増沢　二七三番二四　標柱一号
二七二番四　標柱二号
標柱三号
標柱四号
標柱五号
標柱六号
標柱七号
標柱八号
標柱九号
標柱十号
標柱十一号
標柱十二号
標柱十三号
標柱十四号
標柱十五号
標柱十六号
標柱十七号
標柱十八号
二七二番一
二七二番三
二七一番三
二七一番二　標柱十九号
二七一番一　標柱二十号
標柱二十一号
標柱二十二号
二六五番一　標柱二十三号
標柱二十四号
二六三番七　標柱二十五号

新潟県名角地すべり防止区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱六号から名立川右岸官民地境界線に沿って標柱一号に至る線に囲まれた区域
新潟県上越市名立区
瀬戸字牛巻　一六九三番四　標柱一号
東飛山字名角　二八五四番　標柱二号
東飛山字名角峻岨　二八五五番一　標柱三号
標柱四号
標柱五号
標柱六号

長野県日影入地すべり防止区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十九号までを順次結んだ線及び標柱十九号と標柱一号を結んだ線に囲まれた区域
長野県上伊那郡箕輪町
字日影入　二〇七一番九二七　標柱一号
二〇七一番一一　標柱二号
標柱三号
標柱四号
標柱五号
二〇七一番一二　標柱六号
標柱七号
標柱八号
二〇七一番九九八　標柱九号
二〇七一番九四四　標柱十号
二〇七一番九四一　標柱十一号
標柱十二号
二〇七一番九九九　標柱十三号
標柱十四号
標柱十五号
標柱十六号
二〇七一番九二五　標柱十七号
標柱十八号
標柱十九号